

町府民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日提出

京丹波町長様 申請者	住所又は所在地		電話番号												
	氏名又は法人の名称及び代表者氏名		特別徴収義務者指定番号												
			法人番号又は個人番号												

地方税法第321条の5の2第1項の規定による特別徴収に係る町府民税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降の納期に係る町府民税特別徴収税額					
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員 (内 臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください。)	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
(一) 現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日						

※役場処理欄	処 理 区 分	却 下 の 理 由
	承 認 却 下	

※ この申請書は、納期の特例を申請した年度以降の年度において、特別徴収税額がある場合は、継続して承認しますので、各年度ごとの申請書の提出は必要ありません。

納期の特例申請についての注意事項

特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である必要があります。
(注)「常時10人未満である」ということは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇いいれた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、京丹波町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払に係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

(ア) 6月から11月までの支給分	12月10日まで
(イ) 12月から翌年の5月までの支給分	6月10日まで
- (4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく京丹波町長に届けなければなりません。
- (5) 滞納や著しい納付遅延があるような場合については、納期の特例の承認を受けられない場合があります。
- (6) 滞納や著しい納付遅延があり、特別な理由が存在する場合には、その理由を記入してください。
- (7) この承認を受けましても、滞納や納入の遅滞等をされますと、この納期の特例の承認を取消す場合がありますので、特にご注意ください。

連絡先 京丹波町税務課 0771-82-3802